

平成22年度 幸手市歳末福祉・慰問事業のお知らせ

毎年、歳末たすけあい募金運動を実施し、市民の皆様から、たくさんの温かい善意をお寄せいただいております。この善意を市内に居住するお困りの世帯の方々にお贈りいたします。

対象基準及び申請方法等は、以下のとおりとなりますので、援護金(品)を希望される方は、申請書の提出を、**10月29日(金)まで**にお願いいたします。

なお、期限後の受付は行うことが出来ませんので、期限内に提出をお願いいたします。

<対象の基準について>

市内に居住しており、次の1または2に該当する世帯

- 1 市民税非課税世帯、もしくは市民税所得割非課税世帯
- 2 その他生活にお困りの世帯と認められる世帯
 - * 1・2とも生活保護世帯は除きます。
 - * 1・2とも年金収入が最低生活費以上ある世帯は除きます。

～援護金のほかに～

- ◎ 1または2に該当し、平成23年4月2日現在、18歳以下の子がいる**母子・父子世帯**および**里親・里子世帯**の方へ慰問品として、図書カードをお贈りいたします。
- ◎ 1または2に該当する**高齢者のみの世帯**(65歳以上の高齢者)へ、大掃除サービス(照明器具・網戸・窓ガラス・換気扇等の清掃)をいたします。

「図書カード」「大掃除サービス」を希望される方についてはお申し出ください。

<申請方法について>

- * 申請用紙は、社会福祉協議会事務局、又は担当民生委員さん宅でお受け取りください。
- * ①から③の書類を10月29日(金)までに、社会福祉協議会事務局または担当の民生委員さんまで提出をお願いいたします。

なお、②・③については、社会福祉協議会が調査の資料とするため、本人に代わり、「住民票」と「住民税決定証明書」を取得させていただくため必要となります。

- ① 「歳末援護金(品)申請書」(必要事項を記入・押印の上)
 - ② 住民票の交付を受けるための「代理人選任届」1通
 - ③ 住民税決定証明書を取得するための「代理人選任届」1通
- *収入のある方にそれぞれ署名・押印していただきます。

<変更について>

申請内容について、申請後に変更が生じた場合は、すみやかに社会福祉協議会事務局または担当の民生委員さんまでご連絡ください。

◎援護金(品)については、歳末たすけあい配分委員会で対象者の決定を行います。

対象となられた世帯には、12月中に援護金(品)をお贈りいたします。

なお、援護金額につきましては、歳末たすけあい配分委員会で決定いたします。

◎確定申告がお済みでない「住民税決定証明書」は発行されない場合がございますので、ご注意願います。

◎取得した個人情報、申請書類の内容調査を目的とすることでのみ取り扱い、それ以外では使用いたしません。